令和６年４月２６日

所 属 長 殿

　 　　　　　　　　　　　 一般社団法人東京医科大学医学部医学科同窓会

　　　　 　　 　　 　　　　　会長　土田明彦

学術奨励賞の授与申請について

学術奨励賞を別紙選考委員会規定により選考の上、授与を決定いたします。

申請をご希望の方は、学術奨励賞授与申請書をご提出ください。

記

１．**提出書類** ・学術奨励賞授与申請書

・臨床研究については**倫理委員会の承認（コピー）の添付**のこと

**（承認の無い研究の場合は、申請受理できません。）**

・動物実験については動物実験委員会承認の**動物実験計画書**を

　必ず添付のこと

・研究終了後、研究報告書並びに収支報告書（領収書貼付）

２．**提出期限**　 令和６年５月３１日（金）

３．**申請資格**

　卒後１５年以内の同窓会会員（社員）を対象とし、且つ同窓会入会後２年以上を経ている者

４．**申請書類作成上の注意**

①申請書は所定の用紙を用いること。（Ａ４版）

②所定の申請書（Word）は東京医科大学同窓会ホームページからもダウンロードいただけま

す。（https://tmu-dousoukai.com/）

③研究内容は萌芽的・継続的な研究とし、研究の概要・実施計画・方法をわかりやすく具体

的に記載すること。

④**倫理医学委員会の承認番号を得て、必ず記載及び承認のコピーを添付すること。**

⑤助成金の使途経費の見積りは消耗品を主とすること。

⑥過去の研究業績は重要なものを５編以内とすること。

⑦臨床研究に係わる研究については、医学倫理委員会に審査を申請し、承認を得ること。

５．**研究報告書並びに収支報告書の提出について**

受賞された方は研究終了後、すみやかに研究報告書並びに収支報告書（領収書を貼付。写しは不可。）を提出してください。提出がないと個人の収入とみなされ、課税対象になりますので、ご注意ください。

６．**提出先** 東京医科大学医学部医学科同窓会事務局　内線5375（平鍋）

**東京医科大学同窓会学術奨励賞に関する規定**

別紙

（目的及び名称）

第１条　東京医科大学医学部医学科同窓会は同窓会会員に対し将来性のある優秀な

研究を奨励するために、この規定を設け、これを東京医科大学同窓会学術奨励賞

と称する。

（選　考）

第２条　選考は年度毎に若干名とし、その方法は提出された関係書類（申請書、推

薦書、研究計画書、既発表論文等）及び面接等によって行う。

２　選考は別に定める選考委員会において授賞者を選考し、同窓会会長が決定し、

同窓会総会において報告する。

（研究報告）

第３条　学術奨励賞を受けた者は、研究終了後、速やかに研究報告書及び収支報告

書を委員会に提出するものとする。

（規定の改正）

第４条　この規定の改正は理事会において行う。

（附　則）この規定は昭和５１年５月１６日より施行する。

２　昭和５３年５月２１日改正。

３　昭和５４年６月１０日改正。

４　平成　２年６月１０日改正。

５　平成１０年６月２１日改正。

６　平成１６年６月２７日改正。

７　平成２７年３月１５日改正。

**東京医科大学医学部医学科同窓会学術奨励賞選考委員会規定**

（目　的）

第１条　この規定は東京医科大学医学部医学科同窓会学術奨励賞に関する規定にのっとり、学術奨励賞授与の選考を行うためのものである。

（委員会の構成及び任期）

第２条　選考委員は同窓会会長の指名する若干名とし、委員長は同窓会会長とする。

２　これらの任期は同窓会役員の任期と同じくする。

（選考基準及び方法）

第３条　同窓会会員のうちより学術奨励賞に関する規定第１条および第２条にのっとり選考する。

２　若手研究者の育成を目的とするため、卒後１５年以内の同窓会会員を対象とし、且つ同窓会入会後２年以上を経ているものとする。

（附　則）この規定は昭和５１年１０月１４日より施行する。

２　昭和５４年６月１０日改正。

３　平成　２年６月１０日改正。

４　平成１０年６月２１日改正。

５　平成２７年３月１５日改正。